令和４年度当初予算編成方針

【予算編成に当たっての財政的背景】

１．地域経済の情勢

我が国経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」一方で、注視すべき事項として、「国内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりや、金融資本市場の変動等の影響」が挙げられています。

こうした状況の中、岐阜県下においては、岐阜財務事務所が８月に公表した「経済情勢」によると、「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に厳しい状況があるものの、持ち直している」となっています。また、東海財務局が９月１３日に公表した「法人企業景気予測調査」の「景況判断（景況判断 BSI）」においては「全産業では「下降」超幅が縮小している」となっています。

他方、岐阜労働局が８月末に公表した県内の「有効求人倍率※1」は、令和２年５月以降 14 か月ぶりに 1.4 倍を超え、1.44 倍で、全国第６位となっており、ハローワーク岐阜管内では 1.54 倍となっています。しかしながら、「事務的職業」の倍率は、0.51 倍と低くなっているのに対し、「保安の職業」の 10.01 倍、「建設等の職業」は 7.45 倍、「介護関連の職業」は 5.25 倍など、職業による差異が大きくあります。

※1　公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。

市内におけるリーサス（地域経済分析システム）によるデータ分析においては、２０１５年の人口 27,114 人、うち生産年齢人口５７．１８％に対し、２０３５年の推計では人口 19,167 人、うち生産年齢人口４７．６３％（6,373 人減）と大幅に減少しています。また、山県市の人口に対し一時間当たり月平均で何倍の滞在人口を示す滞在人口率において、令和３年１月の平日 14 時時点で０．８７（同休日０．９４）となり、１を超えている近隣自治体等に滞在人口が流出しています。以上のように、地域内経済や法人企業の景気等は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いているものの、改善の兆しが見られ、緩やかな回復傾向にあると言えます。しかし、雇用面などにおいて企業規模や業種・職種によっては差異があり、企業支援等に当たっては各産業分野及び地域の現状に応じた方策が必要と言えます。

２．国の令和４年度概算要求等の状況

「令和４年度予算の概算要求の具体的な方針について（令和３年７月７日閣議　財務大臣発言要旨）」では、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」及び「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことを方針付け、各省において、「年金・医療等に係る経費」「地方交付税交付金等」「義務的経費」などを適正に積算し、要求・要望されています。また、新たな成長推進枠として、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針２０２１」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和３年6月 18 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を予算措置するとされています。また、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」（令和３年６月１８日閣議決定。以下「基本方針２０２１」）においては、「日本の未来を拓く４つの原動力 ～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」を掲げ、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るためにも、「脱炭素化に向けたエネルギー施策等によるグリーン社会の実現」「デジタル・ガバメントの確立、民間の DX 加速等のデジタル化の加速」「地方への新たな人の流れ、活力ある中堅・中小企業者等、観光・インバウンドなどによる活力ある地方造り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を目指す必要があるとしています。

以上のことを踏まえ、本市が実施すべき施策等においては、国の動向や情報収集等に努め、国の財源等の積極的な活用を視野に入れた予算編成に努めていく必要があります。

３．本市の財政状況

本市は、かつて県内唯一の起債許可団体※2 でした。平成 26 年度決算以降、起債許可団体基準から脱してはいますが、総務省が発表した令和２年度決算に基づく健全化判断比率（速報値）では、依然、実質公債費比率は高い比率（10.5%　県内８位）にあります。

※2　平成１８年度以降、協議手続きを経れば、県等の同意がなくても地方債を発行できることとなった（平成２８年度以降は原則として協議不要の届出制）が、実質公債費比率（公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標で、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）に占める割合）が１８％以上の団体等は、引き続き県等の許可が必要。

しかし、中長期的に持続可能な財政運営を継続していく上で重要な指標は、「実質単年度収支※3」だと考えられます。平成 25 年度は約 2.1 億円の黒字でしたが、平成 26 年度には約 6.7 億円の赤字に転じ、以後令和２年度まで７年連続の赤字となっています。令和３年度においても赤字の見込みとなっています。

こうしたことは、実質的な財源不足を意味しており、平成 26 年度から令和元年度の６年間で累計 24.9 億円を財政調整基金から繰り入れています。（財政調整基金に積み戻した額（12.0 億円）を差し引くと基金減少額は 12.9 億円）

※3　歳入総額から歳出総額を差し引いたもの（形式収支）から、継続費や繰越明許費に伴って翌年度に繰り越すべき一般財源を控除したもの（実質収支）、そして当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの（単年度収支）から、地方債の繰上償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取崩額を差し引いて求めたもの。

〇実質単年度収支の推移（単位：億円）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
収支	10.2	△7.0	△1.2	△1.0	1.4	△3.0	△2.2	6.1	△2.6
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収支	△1.5	2.1	△6.7	△5.2	△3.7	△4.5	△4.5	△4.8	△0.3

こうした要因の１つには、普通交付税（本市の最大収入科目）の縮減があります。それは、合併後 10 年間あった普通交付税の合併特例措置額が、平成 26 年度以降５年間かけて縮減されたことが挙げられ、また、普通交付税算定における測定単位の一つである人口が、令和２年国勢調査確定値に置き換わることでさらなる影響が予想されます。

今後の歳入においては、国勢調査人口の減少による普通交付税の減、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減等、歳入予算の大幅な減少が見込まれます。一方、歳出では、国の施策に伴う社会保障関係費が増加傾向にあるほか、起債の活用期限を見据えたインフラ整備による投資的経費が増加しており、今後、デジタル社会形成に向けた経費が増加する見通しです。また、公共施設の老朽化対策においても多額の財源が必要になる見通しであり、令和３年度は公共施設等総合管理計画見直しが必須であり、優先度・経費の平準化を図り実施する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、いまだにその収束が見通せず、歳入の減少が見込まれるなか、引き続き、市民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く「ウィズコロナ」の観点から対策を講じていく必要があります。

以上のように、本市における経常的な一般財源の縮小等は避けられない状況にある中、国の財源等の有効活用は必要不可欠で、一般財源のみの事業展開は困難となり必要な事業を絞り込む必要があります。そのなかで、コロナ禍を機とした新しい考え方により不執行となった事業又は、廃止が可能な事業は計上しないこととし、国等の予算編成や地方財政対策、税制改正などの動向の把握に努め、本市にとって有効な制度を見逃すことなく活用し、今なすべき施策については、事業の優先順位付けを徹底し、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小など事務事業の抜本的な見直しを行うことで、持続可能な財政運営を確保する必要があります。

【予算編成に当たっての基本的な考え方】

１．令和４年度のポイント

「基本方針２０２１」において、国は、ポストコロナ時代の新しい未来の想像のため、「構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る」としています。本市においても、今後の国、県の動向に合わせ、長引くコロナ禍における徹底した対応、収束後の安心した市民生活のための新しく強い構造のまちづくりを進める必要があります。現在展開している東海環状自動車道山県インターチェンジ及びバスターミナルを契機とした、観光、経済、流通、文化の活性化による発展・持続可能なまちづくりに関連する事業や施策についても同様に進める必要があります。「第２次山県市総合計画後期基本計画及び第２期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）」（R2～R5）に掲げる「希望を持ち豊かに暮らすひとづくり」、「生き生きと安心して働けるしごとづくり」、「自然との融和を目指すまちづくり」の３つの基本目標を進めるための施策・事業については、環境の変化を捉え、優先度を勘案して、効果的な推進を図ることとします。また、市総合戦略では、国・県のまち・ひと・しごと総合戦略を勘案しつつ、国際社会における共通目標 SDGs（持続可能な開発目標）も視野に入れ、実効性のある重要施策を取りまとめています。

さらに、既に施行されている「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靭化基本法」のもと、策定された「山県市国土強靭化地域計画」は、あらゆる自然災害にも機能不全に陥らず、強靭な山県市を作り上げるため、強靭化に向けて取り組むべき施策を、総合的かつ計画的に進めるための指針としています。また、デジタル庁の設置により、地域社会のデジタル化が急速に進展され、市町村行政事務においては、デジタル庁が整備するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムへの移行が進められます。これらの関連業務に対し補助金等が創設されることが予想されます。各省庁の補助制度等を的確に把握し、活用可能な補助金等を漏らすことなく柔軟に対応できるよう常に準備し、財源の確保に努めることとします。

子育て分野においても、子育てや教育に一体的に取り組む司令塔役のこども庁の創設が検討されており、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排除し、こども庁主導による、あらゆる面から子どもを守る体制作りに関した支援策が強化されることが想定されます。求められる支援体制に迅速に対応できるように情報を収集し、財源確保により必要な施策を講じることとします。

厳しい財政状況が続く本市においては、成果を意識し、証拠・根拠に基づいた政策立案（ＥＢＰＭ）を推進して行く必要があり、「客観的な根拠による説明が乏しい新規施策等は自重し、客観的に効果の見込めない従来施策については廃止･縮小も検討する」という考え方の中で、引き続き「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底していく必要があります。

２．予算編成の基本的視点

①　予算全般に関すること。

ア）　客観的なデータに基づく「地方創生推進の視点」により、全職員が「地方創生

推進担当者」との認識の下、監査委員からの指摘を始め、議会からの提案、各種審議会等や普段市民から寄せられている意見等も踏まえて、最小の予算で最大の効果を発揮するよう、より良い地域づくりに職員英知を結集した予算編成を目指すこととします。

イ） 中長期的に取り組むべき課題※4 に対応すべき予算措置は、時機を逸することのないよう積極的な予算編成を目指します。他方、「補完性の原理」に基づき、行政の責任領域を的確に見極め、官民連携の視点も踏まえつつ、「真に行政がなすべきこと」を踏まえ、補助制度や促進施策等については、ＫＰＩ（Key Performance Indicator：重要業績指標）とＰＤＣＡも意識し、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点や、補助事業等に関しては期限を定めた「サン・セット方式」の考え方の下に、原点に立ち返って検討するようにします。

※4 「将来的に経常費等を縮減し得るもの」「将来的に収入の確保が期待されるもの」等に係る「投資的経費」又は「その調査費」等をいう。

ウ） 「基本方針２０２１」において、新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会を実現するため、「令和４年度予算編成に向けた考えた方」において、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことで、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図るとされており、今後の国等の動向については注視していく必要があります。

エ） 予算編成に当たっては、予算に関する「利害関係者」と「非利害関係者」という双方の視点による「市民目線」の下に、市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算の編成を目指します。そのため、１つ１つの行政目的を達成するための創意と工夫を凝らし、従来の手法以外にも複数の手法を検討した後、最も効果的な成果が得られる手法での予算編成を目指します。

オ） 近年、超過勤務時間数が増加し、これに比例して人件費が増高していることから、これらの根本原因の洗い出しや分析による業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めます。また、庁内の複数の部署で共通して実施している事務処理業務等について、職員が担うべき役割を整理し委託化や集約化等による効率化を進め、仕事そのものの見直し、優先順位づけや業務の廃止を含む業務量の削減を積極的に進めた上で、自動化に適した業務のＲＰＡや AI-OCR 活用など、これまでの手法にとらわれない新たな発想と視点をもって業務の効率化を目指します。

② 歳入予算に関すること。

ア） 令和４年度予算については、基本方針２０２１のほか、新たな政策や各種自治体への支援制度、令和２年度に策定された「山県市国土強靭化地域計画」を常に視野に入れ、国・県の動向を注視するとともに、本市にとって有利な国庫補助制度等の活用については、セクションを超越したレベルで検討した上での予算編成とします。そのため、国県等の施策を「本市で活用できないかという視点」と「本市の施策に対する国県等の補助制度はないかという着眼点」の下での情報収集に努めます。

イ） 事業の実施にあたっては、歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、国や県の動向を踏まえた上で、各省庁の補助制度等を的確に把握し、活用可能な補助金等を漏らすことなく計上し、事業費の積算に反映することで、予算の一般財源の増加抑制を図ります。また、国の補正予算を有効に活用するため、事業の前倒し等に柔軟に対応できるよう常に準備し、財源の確保に努めます。

ウ） 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価と徴収方法を検討した上での予算編成となるようにします。

エ） 不用財産・物品の利活用は無論のこと、譲渡・売却処分等について検討するほか、基金の弾力的な運用について検討すること。雑入等の税以外収入については、広告収入やネーミングライツなど民間企業等とのコラボレーションの活用を検討するなど、新たな発想での収入確保を目指した予算編成とします。

オ） 市債発行については、発行抑制に努めつつも、有利な地方債のうち、期限があるものや枠配分のあるものについては、機を逸することのないよう適正な予算確保に努める予算編成とします。

カ） 基金繰入については、実質的な財源不足に伴う補填としての基金繰入れの抑制に努めつつも、中長期的に取り組むべき課題で時機を逸することのないよう対応すべき予算措置については、合併振興基金等の特定目的基金の活用も視野に入れた予算編成とします。

キ） 新規に計上する事業のみならず既存事業についても、活用漏れのないよう必ず財源の確認を行い、国や県等の補助・助成制度について積極的に活用した予算編

成とします。

③　歳出予算に関すること。

ア）　経常経費については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担及び法的根拠がある予算を除き（ただし、決算との乖離幅縮小とともに、できる限りの圧縮を目指す。）、一般財源ベースで前年度当初予算額のゼロシーリングとなる予算編成とします。

イ）　臨時経費については、前年度臨時経費総額の１０％減を目標額とし、更なる事業の「選択と集中」に努める予算編成とします。

ウ）　普通建設事業費については、一般財源収入が減少する中での事業の増大は市債残高の増加につながり、後年度の財政運営を圧迫することから、事業の投資効果等について十分に検討した上で、事業単位での優先付けを徹底し、事業の進度調整を勘案した予算編成とします。

エ）　再任用職員の活用や地方創生人材支援制度を視野に入れるとともに、会計年度任用職員の適切な活用（人数・時間・単価等）も検討した予算編成とします。また、従来の地域力の想像、地方の再生への地域おこし協力隊員や集落支援員の活用のみならず、地域住民のデジタル活用支援を担う人材への活用についても検討した予算編成とします。

オ）　各種公共施設については、施設の管理方法等について、指定管理者制度等の活用や民営化（ＰＰＰ／ＰＦＩ）、広域行政の推進を目指す一方で、従来アウトソーシングしていたもの（各種設計監理・保守点検委託等）を市が直接執行することについて、改めて検討した上での予算編成とします。

カ）　「山県まちづくり振興券」については、市内での消費促進しつつ、市内商工業の需要拡大等により、地域活性化を目指そうとする趣旨を踏まえ、引き続き新規対象事業の拡張等も検討した上での予算編成とします。

キ）　歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の場合を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）し、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されることのないよう、最大限努力を払った上での予算見積りによる予算編成とします。

ク） 負担金補助及び交付金については、監査委員等からの指摘や意見も踏まえ、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確にしつつ、それぞれの性質ごとの意義及び事業開始及び継続を必要とする背景を再点検した上で、過去の慣例にとらわれることなく、事業目標に対する評価や有益性を踏まえ、当該事業の廃止、見直し等再検討した上での予算編成とします。

また、各種団体等への補助金については、関係団体等の意見を聴取し、実績・実情を正確に把握した上での予算編成とします。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合（孫補助）のあり方については、慣例にとらわれず、改めて検討した上での予算編成とします。

④ 特別会計・企業会計に関すること。

ア） 特別会計については、一般会計に準じつつ、特別会計の設置目的に応じて会計間の経費負担の適正化を図るため、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）を念頭に、中長期的な展望の下での収支均衡に努め、安易に一般会計からの繰出しに依存することのないよう、健全経営の確立に努めた予算編成とします。

イ） 企業会計については、ライフラインの確保という最大のミッションを達成するため、リスクマネージメントと中期的視点での設備投資･更新、費用対効果化等に最大限配慮し、一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めた予算編成とします。

３．令和４年度の重点的事項

合併２０周年を翌年に控え、未来に向け力強い山県市を創造するための令和４年度当初予算編成をする上で、基本的には前年度の５つの視点を引き継ぎ、さらには国の施策に基づいた２つの視点を加え、７つ視点を重要事項として、予算編成することとします。

①［包括的な子育て支援と女性の活躍］

「子育て支援日本一」「女性の活躍推進」を目指す上では、「保健」「福祉」といった特定部局の施策に留まらず、「教育」「多様な生活支援」等も視野に入れた施策も必要。

②［インターチェンジ・バスターミナルを契機としたまちづくり］

「建設」「都市計画」「観光」といった基盤整備等の特定部局の施策に留まらず、本市の資源（自然・文化資産等含む。）を最大限活用することが必要であり、「教育」「子

育て支援」「多様な生活支援」等も視野に入れた施策が必要。

③［健康寿命の延伸と高齢者の活躍］

健康寿命の延伸を目指すことは、「健診」「栄養」といった特定部局の施策に留まらず、「運動促進」「住民団体支援」「教育」のほか、居住アメニティの向上や重要な外出手段を担う公共交通の確保等も視野に入れた施策が必要。

④［防災減災による市民の安全性確保］

生活環境の悪化につながる空家の対策や災害時の情報伝達手段の確保、指定避難所の環境整備、道路･橋梁などの社会インフラの老朽化対策や緊急輸送路の確保、孤立集落対策、自主防災組織の強化など、市民一体となった防災･減災対策を進めていく施策が必要。

⑤［ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略］

市民の安心・安全を最優先に「感染拡大の防止」と、「社会経済活動の維持」の両立、「ウィズコロナ」といった観点から対策を講じつつ、その後のポストコロナ時代をとらえた「新たな日常」に必要となる経済支援、「感染症に対して強い山県市」に向けた市民活動及び経済活動の再構築を支援の他、様々な社会課題を解決する施策が必要。

⑥［ニューノーマル時代に向けた DX の推進］

デジタル技術の積極的な活用による「業務の効率化」「市民生活利便性の向上」「デジタル技術活用による魅力あるまちづくり」に各分野が横断的に取り組み、5G の展開をはじめとした社会変革に対応した、全ての世代が暮らしやすいまちづくりを推進する施策が必要。

⑦［グリーン社会の実現］

近年、二酸化炭素排出量の増加により、地球温暖化が進行し、世界中で、これが原因とみられる気候変動や異常気象が起きており、山県市でも例外なく深刻な自然災害が発生リスクを負うこととなるため、将来の世代が安心して、山県市に暮らし続ける持続的な社会をつくるためカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた施策が必要。

以上のことを踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用し、住民福祉の向上につながるよう「予算編成留意事項」にも留意し、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成作業にあたることとします。

予　算　編　成　留　意　事　項

１　予算全般に関する事項

基本的には「聖域を設けない」ことを原則とし、公共施設等のあり方を含め、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点の下で、客観的な根拠に基づく「地方創生推進の視点」によるメリハリの効いた予算編成を目指してください。

２　歳入に関する事項

前述の「予算編成方針」に定める事項のほか、次の事項にも留意し、各科目を通じて過大な見積は避け歳入欠陥を招かないよう留意すると同時に、計上漏れや過小計上となることのないよう適正な金額を予算計上するようにしてください。

⑴　住民税等は現下の経済情勢を勘案し、国・県の動向（令和元年改正及び平成 30 年以前改正の平年度化影響分等）に最新の注意を払って収入見込額を予算計上するとともに、税負担の公平化、徴収率の向上に努めてください。

⑵　国・県支出金については、引き続き、セクションを超越して他団体の特定財源を「したたかに確保する」という理念による予算編成を目指し、制度変更が予想されるものについては要求段階での制度で積算し、随時訂正補完するようにしてください。ただし、国県等の補助事業においては、一定の市費を伴うことや事業実施に伴い人的負担が発生すること、更に市費による事業継続の可能性があることなど、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かないように事業採択に当たっては十分吟味してください。

⑶　市債権等については、引き続き、税・税外収入を問わず、徴収対策室とも連携し、不納欠損せざるを得なくならないように検討するとともに、更なる収納率向上に努めるようにしてください。

⑷　地方交付税については、原資となる国税４税の税収増を見込み、一 般会計から特別会計への交付税繰入額（入口ベース）を０．３％増の１５兆 6,337 億円と算出。特別会計で、同じく交付税原資に組み込まれる「地方法人税」の税収（39.2％増）などを足して、自治体への実際の配分額（出口ベース）で前年度費 0.3％増の１７兆 5,008 億円の概算要求がなされています。

地方交付税は、長引く財源不足の状態が続いているが、平成 17 年以降においては、平成１６年度地方財政ショックのような大幅な地方交付税減額の発生はなく、令和４

年度についても、骨太方針２０２１の内容から、少なくとも地方交付税の大幅削減のような事態は想定しにくいが、本市においては令和２年国勢調査確定値の人口減少に伴う減少分があることなどを踏まえ、最新の動向に細心の注意を払って予算計上してください。

⑸　使用料・手数料、分担金・負担金等については、引き続き、負担の公平化と効果等を検討し、料金等の改定についても十分検討してください。財産収入は、売却処分や基金の柔軟な運用等の検討、雑入は、広告収入等の検討をして、新たな発想での収入確保を目指して予算計上してください。また、使用料等については令和５年１０月に導入されるインボイス制度への対応について検討してください。

３　歳出に関する事項

経常経費にあっては、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算（この場合も決算額との乖離幅減少とできる限りの圧縮を目指す。）以外は、原則として、事業ごとに**前年度当初予算額のゼロシーリング（一般財源ベース）**となるようにしてください。（なお、臨時経費についても**前年度臨時経費総額の１０％減を目標額**として査定時調整）

⑴　人件費については、再任用職員の活用のほか、デジタル及びグリーン専門人材にも活用可能な地方創生人材支援制度を理解し、会計年度任用職員の適正な活用も検討した予算編成とします。また、「地域おこし協力隊員」や「集落支援員」の委嘱、短時間勤務職員等の活用も検討してください。

① 特別職については、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 15 年山県市条例第 37 号）による単価等に基づく金額を予算計上してください。なお、前年度に引き続き「報償費」として予算計上しようとするものについては、本来は同条例に規定して「報酬」として予算計上すべきものでないかどうか、改めて点検の上、予算計上するようにしてください。

② 常勤一般職の人件費については、総務課において一括積算し、定員適正化計画に基づく適正な金額で、相応の科目に予算計上してください（補助対象分を除く。）。なお、企業会計分等については、その所管課が総務課の指示のもとに積算して予算計上してください。

③ 時間外手当等については、引き続き休日出勤などの時間外勤務を基本的には振替えで対応するなど、その縮減と適正化を徹底し、一般枠分については前年度と同じ方式により、総務課にて予算計上してください。なお、補助事業等により事業費支弁が認められるものについては、そうした制度の有効活用に努めて事業所管課により予算計上してください。この場合、総務課の予算計上分と重複する分については、

企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整することとします。

また、新たにあらかじめ通常の勤務時間以外に勤務が必要な業務においては、始業終業時間を前倒し又は繰り下げて勤務できる「時差出勤勤務制度」の活用を意識して予算計上するようにしてください。

④ 令和２年度から計上となった会計年度任用職員に係る経費については、「報酬」（あるいは「給与」）に計上してください。（勤務形態によっては、「費用弁償（通勤手当）」、「期末手当」、「共済費」へも計上）

要求にあたっては、業務内容及び業務量、令和４年度の事業計画等を勘案したうえで、その必要性を十分に精査し、人員及び経費について必要最小限を計上するようにしてください。なお、会計年度任用職員の報酬額等は、前提として必ず総務課と協議した上で予算計上してください。

また、職員が減少する補てん措置の分として会計年度任用職員を確保する必要がある場合には、総務課において、必要最小限の人員にて一括予算計上するようにしてください。

⑵　報償費については、引き続き、記念品等の配布で効果が薄いものについては、廃止・縮小する方向で改めて検討してください。

⑶　旅費については、引き続き、職員育成とスキルアップに配慮して予算計上してください。附属機関等の研修に係る特別旅費については、研修効果を十分考慮の上、適正な研修計画により予算計上してください。特定部局のみに特化しない職員の資質向上･スキルアップ等のための一般的研修旅費については、総務課にて一括予算計上し、個別業務に係る研修旅費は関係課が目的ごとの科目に予算計上するようにしてください。

⑷　需用費については、引き続き、更なる創意工夫により経費節減に努めてください。

① 消耗品費については、引き続き、在庫等の状況をよく調査し、有効活用を図る考え方の下に予算計上するようにしてください。汎用性のある消耗品については、総務課にて一括予算計上することとし、教育委員会関連の予算を除き、事業課においては予算計上（補助事業に係る分等を除く。）しないようにしてください。この場合、補助事業等に係る分等として、併合支出による執行を想定しているもの（光熱水費・郵便料金・複写機使用料等を含む。）については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整しますので、補助事業課が事前に総務課と協議する必要はありません。

② 燃料・光熱水費等については、引き続き、他施設とのバランスについても比較分

析しＬＥＤ化や電力の自由化等もよく調査し、実績等を基に予算計上するようにしてください。

③ 印刷製本費については、引き続き、ホームページの活用など、一層のペーパーレス化の推進、在庫印刷物の有効活用等を十分検討した上で、予算計上するようにしてください。また、毎月発行の広報紙の折込文書については、広報手段の一元化や経費節減や、自治会長等と職員の労力の縮減化にも配慮してください。

④ 食糧費については、引き続き、会議時間の短縮化に努め、飲食費の削減に努めてください。なお、昼食・飲料については、決して華美なものとならないように留意し、常勤職員の食費については予算計上しない、又は職員負担分を雑入として歳入に予算計上するようにしてください。

⑤ 被服費については、引き続き、抜本的な必要性を検討した上で必要最小限に留めるようにし、貸与基準等に基づく計画的な購入に基づいて予算計上するようにしてください。

⑸　維持補修費については、引き続き、緊急事態が発生する前のリスク・マネージメントを考慮し、補修費が恒常的に嵩むものについては、廃止・建替・大規模修繕等も視野に、いわゆる「ライフ・サイクル・コスト（建築物の生涯コスト）の縮減」を図るための計画的な施設管理を視野に、過去の実績等を勘案して予算計上してください。

⑹　役務費については、引き続き、通信費等の抜本的な情報伝達手段のあり方を再検討するとともに、電話・郵便料金等の割引制度及びCCNへの事業譲渡等による料金体系の変動をよく調査した上で、過去の実績等を基に予算計上するようにしてください。

⑺　委託料については、引き続き、近年の職員採用・再任用状況、指定管理者制度の導入や行政改革による事務効率化の進展等を鑑み、従来アウトソーシングしていたものについても、なるべく市が直接執行するという視点の下で、予算計上してください。また、保守管理委託等で専門業者に委託する必要がある場合にも、通年契約とスポット契約の長短を視野に入れて検討した後に予算計上してください。

⑻　工事請負費については、引き続き、工法及びコスト縮減等についても検討し、限られた金額で同等以上の事業量が確保できるように努めるとともに、発注時期についても十分配慮（原則、上半期の早い時期での発注）しておいてください。また、緊急度、効果、後年度負担等を十分に検討し、真に行政効果のあるもののみを予算計上するようにしてください。

⑼　備品購入費については、引き続き、既存資産の有効活用、その必要性をよく検討して最小限の予算計上に留めるようにしてください。新規購入の場合には、保有状況等を勘案し、情報機器等については総務課情報担当と協議してから予算計上するようにしてください。

⑽　使用料及び賃借料については、引き続き、リース終期までの総額やリースアップ後の対応等も検討し、レンタル等も踏まえて総合的な判断により予算計上するようにしてください。また、土地等の賃借料の更新等に当たっては、過去の単価決定の経緯、他の土地等の単価比較等をした上で、再更新の必要性等も十分検討したうえで、適正な金額により予算計上するようにしてください。

⑾　負担金補助及び交付金については、補助金等交付の根拠となる法令や各種計画等の変更はもとより、社会情勢や行政需要の変化により見直す必要が生じた補助金は速やかに見直しを行うこと。引き続き、「負担金」「補助金」「交付金」の性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上で予算計上するようにしてください。特に、補助金については、内部機関への補助は見直し、外部関係団体への補助については当該団体の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上で、本市の政策・方針等について十分な理解が得られるよう、補助金の透明性を確保し、また、補助金交付に対する費用対効果を追求したより効率的で適正な金額を予算計上するようにしてください。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討してください。

［参考］・「補助金」とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業（産業の助成・社会福祉・公共事業等）を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。
・「負担金」とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。
・「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。
・「助成金」とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

４　特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）堅持に努めるようにしてください。また、財源を安易に一般会計に依存することなく、 国・県支出金の獲得、自主財源の確保に努力し、よ

り効率的な運用に努めるようにしてください。また、公共下水道特別会計においては、加入率向上の促進対策等もよく検討した予算編成としてください。

下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計の適用に向けた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に努めるとともに、公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置を漏れなく活用し移行を進めてください。

５　公営企業会計に関する事項

公営企業会計については、引き続き、経費負担の適正化（道路舗装による補償金等）に注意し、独立採算制の原則に照らし、企業的性格を十分に発揮して一層の業務合理化及び効率化に徹して経営健全化に努めるとともに、内部留保資金の計画的な活用を検討の上、上水道におけるＢＣＰ（事業継続計画）を含めた中長期的なライフ・ラインの確保に最善を尽くした予算を目指してください。

６　予算見積書等の提出に関する事項

(1) 提出先・提出期限

①　事務査定日程調整表（様式⑥）

令和３年１０月１５日（金）　午後３時までに企画財政課へ

②　予算要求の特筆調書（様式①）

令和３年１０月27日（水）　午後３時までに企画財政課へ

③　上記以外の予算見積書、各種様式等

令和３年１１月５日（金）　午後３時までに企画財政課へ

※　予算積算上の業者見積書等について、山県市契約規則（平成 15 年山県市規則第 44 号）第 24 条に規定する「随意契約による少額の契約」の見積書等の提出は原則として求めず、事務査定段階で必要に応じて提出依頼をしますので、労力と経費節減のため、それまでは余分なものを用意しないようにしてください。

(2) 提出書類等

	書類名	規格	部数	備考
A	予算要求の特筆調書	A４	４	様式①
B	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書①	A４	４	山県市予算の編成及び執行に関する規則（平成15年山県市規則第36号）第4条に定める様式
C	総合行政情報システム出力による歳出予算要求内訳書②	A４	４	
D	総合行政情報システム出力による歳入予算要求内訳書	A４	４	
E	継続費見積書、繰越明許費見積書、債務負担行為見積書	A４	４	
F	公共施設実態調書	A４	４	様式②
G	補助事業等により併合支出を想定する経費一覧表	A４	４	様式③
H	補助金・負担金（助成金）・交付金に関する調書	A４	４	様式④－１～３

Ｉ	会計年度任用職員等に係る総務課との協議書（報酬）	Ａ４	４	様式⑤（４部は写し）
Ｊ	事務査定日程調整表	Ａ４	４	様式⑥
Ｋ	その他参考書類（図面・写真・仕様書等）	Ａ４	４	なるべくA4規格で

注）市長・副市長査定のために、改めて追加資料の提出を求める場合があります。また、市長査定等の際に同席を求めることがあります。その際には御協力いただくとともに、市長・副市長査定実施日（別途通知）には、連絡が取れるようにしておいてください。

⑶ 提出方法等

① 共通事項　　課等単位で４部提出してください。

② Ａについて　項目ごとに箇条書き等を活用して簡潔に記入し、右上に課長等の署名の上、提出してください。
「予算の執行状況等」については、ⅰ）山県市職員人事評価実施規程（平成28年山県市訓令乙第３号）第８条及び山県市人事評価実施要領「第１　評価手続」の「１　目標の設定」の「業務目標の設定」に基づく組織の「業務目標」の項目ごと、ⅱ）特に重要な政策的予算について、「進捗度」と「進捗度が低い場合の理由」について、簡潔に記入してください。なお、「ⅱ）特に重要な政策的予算の進捗度」の記入に当たっては、例年11月下旬に12月初旬を提出期限として実施している「決算見込み調査」に基づく分析を、本年10月末現在で事前に作成（今般の提出は求めず、改めて照会予定）した上で記入するようにしてください。

③ Ｂについて　右下の「備考」欄に積算担当者名を記入して、提出してください。また、総合計画及びＳＤＧｓに対する位置付けも記入してください。

④ Ｃ・Ｄについて　不要な「行」や「文字」を削除するなど、なるべく行間を詰めるとともに、帳票処理実行（帳票印刷）の際には、Ｃ（歳出）は「１：事業」を指定して「事業ごとの改ページ」とし、Ｄ（歳入）は空白のままで「改ページなし」としてください。また、Ｃ・Ｄともに「<u>本年度要求有りのみ</u>」を選択してください。

※　Ｂ・Ｃ・Ｄについては、令和３年度データが複写により残っていますので、これを適宜修正するなどして活用するとともに不要な文字等は消除してください。また、事業ごとにＢ・Ｃを一括り（ターンクリップ・ホッチキス留め等）として提出してください。

⑤ Ｅについて　様式は、山県市例規集等を活用して作成してください。

⑥ Ｆについて　経理簿等の前年度資料等により各施設管理経費を記入してください。

⑦ Ｇについて　総務課において一括支払いしている電気料金や電話料金、郵便料金や複写機使用料、消耗品費等を補助事業等の対象経費とする場合で、予算執行時に「併合支出」による執行を想定している経費について記入してください。

⑧ Ｈについて　予算額100万円以上の負担金、補助金（助成金）、交付金別に、それぞれの様式ごとに記入してください。

※　前年度以前に作成したデータを加工することなく、今回配信する様式（R4年度予算データ）を必ず使用して作成してください。

⑨ Ｉについて　提出課の査定日の前日までには総務課がチェックし、所見を加えて提出元課へ返却しますので、当該課はチェック後の様式を４部複写して、速やかに企画財政課へ提出してください。

⑩ Ｊについて　査定の「希望日」でなく「実施不可日」を把握するためのものです。実施日は、提出期限後になるべく早い時期にデスクネッツにてお知らせする予定です。

⑪ Ｋについて　査定で一課に費やせる時間には限りがありますので、効率的な査定を行う

ため、ⅰ改修工事における現状写真、ⅱ備品・被服等の購入におけるカタログ又は写真、ⅲ備品購入・委託・工事の設計書又は見積書（原則として２社以上）、ⅳ制度改正等を伴うものについては内容が分かる資料、ⅴその他用意しておいた方が効率が良いと思われるものを各課等の判断により提出し、又は持参してください。

７　予算査定に関する事項

本格的なトップ査定に先駆け、「新規事業・廃止事業・改革事業」等については、本年第４回開催の定例会へ上程予定の補正予算案の市長・副市長査定の際に、中間レビューのヒアリングを予定しています。

（1）事務査定の概要

① 事務査定は、企画財政課長が責任者となって実施し、市長・副市長査定を受けるための事務予算案をまとめることになります。

② 事務査定の方法は、各事業ごとに、ⅰ予算主管課による特段の説明、ⅱ企画財政課による質疑、予算額決定又は保留の決定の順に行う予定です。

③ 「事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）」の対象事業において、この原則が守られていないものについては、具体的な説明（他事業への転換等）を簡潔かつ明確にしてください。決算乖離額が縮小してきているものの、前年度に引き続き決算不用額の縮小を目指します。

④ 全般的に、限られた期間の中で、「短時間のうちに有意義な査定」を目指していますので、バックデータ（過去の実績、他市町村での実例、写真・図面等）を取り揃えておくとともに、有意義で建設的な討議ができるよう内部論議（代替手法、将来の展望、現状の問題点・緊急性等）や関係部局との調整等を十分に詰めておいてください。また、国の制度改正などについては、単に資料の提出によることなく、要点を簡易で分かり易い説明となるよう努めてください。

⑤ 時間的な余裕は無いことから、検討不十分で説明もできない状況にあると判断した場合には、査定を直ちに打ち切り、後日改めて査定し直すことがありますので、あらかじめ御了知置き願います。

⑥ 事務査定には、査定への参加者は必ずしも役職のみに拘ることなく、効率的な査定を実施するため、実態をよく掌握している職員を参加させるほか、『人材育成』にも主眼を置いて若手職員等も積極的に参加させるように配慮してください。

（2）市長等査定の概要

市長・副市長査定では、「予算全体のフレーム」と「企画財政課長が保留の決定をしたもの」を主体として「最終的な総額査定」を実施します。「市長・副市長査定」は、基本的には企画財政課の説明により実施します。ただし、必要に応じて同席を求める場合がありますので、当日は連絡が取れる体制で待機願います。

（3）今後の日程（予定）

① 企画財政課長査定　　→　１１月１０日頃～１２月下旬

② 企画財政課長査定調整　→　１２月下旬　　～翌年１月初旬

③　市長・副市長査定　　→　翌年１月初旬　～１月下旬
④　予　算　内　示　　→　翌年１月下旬　～２月上旬
⑤　予算書・主要事業校正等　→　翌年２月上旬